

## 地方外交推進支援業務仕様書

この仕様書は、徳島県が友好交流提携やMOU締結を行った海外の都市をはじめ、本県の地方外交において重要なターゲットである国・地域などとの交流を深化・加速させ、県内経済の活性化や地域の課題解決を図るため、国際儀礼や訪問団のニーズを踏まえつつ、「海外からの訪問団受入れ」、「本県からの訪問団派遣」、「各種プロモーション」を実施する「地方外交推進支援」に係る業務に関して定める。

### 1 業務内容

- (1) 海外からの訪問団（駐日外国公館からの訪問を含む）の受入れに必要な移動手段、通訳・翻訳、食事、視察、交流会等の手配
- (2) 本県からの訪問団派遣に必要な移動手段、海外旅行傷害保険及び通信機器等の手配
- (3) 「地域の魅力や政策、統計情報」の比較といった、双方の交流を効果的かつ効率的に進め、訪問団のニーズ等にも対応できる多言語資料の作成
- (4) その他、事業実施に付随する業務

### 2 企画見積条件

#### (1) 訪問団の受入れ

- ① 想定している訪問団の国・地域、時期、本県滞在日数、人数
  - (ア) 韓国・済州特別自治道：令和8年 4月18日～21日、3泊4日、25人
  - (イ) 韓国・済州特別自治道：令和8年 6月の平日、2泊3日、20人
  - (ウ) 中国・湖南省：令和8年 7月の平日、5泊6日、8人
  - (エ) タイ・プーケット県：令和8年 8月の平日、2泊3日、12人
  - (オ) ベトナム：令和8年10月の平日、2泊3日、12人
  - (カ) 駐日外交団：令和8年4月から令和9年3月までの間に計12回、1泊2日が6回・日帰りが6回、各回5人
- ② 航空券の手配（上記2（1）①（ア）韓国・済州特別自治道のみを想定）
  - (ア) 徳島県－訪問団の出発地域間の往復航空券（エコノミー）を人数分手配し、往復航空券代の支払を本業務で行うこと。
  - (イ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。
  - (ウ) フライト遅延、欠航等の不測の場合に当たっても、訪問団が予定どおり徳島県での用務に参加し、無事に帰国できるよう、可能な限り対処すること。
- ③ 移動手段の手配  
訪問団が県内で乗車する車両1台を手配すること。
  - (ア) 使用する車両は、訪問団の移動に適した規格のものとする。
  - (イ) 発着場所については、徳島市内のホテルを想定すること。
  - (ウ) 添乗員の手配は原則、不要である。
  - (エ) 事故等の不測の事態に遭遇しても、訪問団の安全確保を最優先に対応すること。
  - (オ) 経費については、滞在日数分（1日当たり11時間）を見積もること。
  - (カ) 車両の手配に当たっては、上記2（1）①の訪問団ごとに、「人数×本県滞在日数」分の飲み物（ミネラルウォーターを想定）を準備すること。
- ④ 通訳・翻訳の手配
  - (ア) 各訪問団の受入れに際して、各訪問団の母国語で、専門用語にも問題なく対応できるハイレベル（国際会議での逐次通訳に対応できるレベルを想定）の通訳1名を手配すること。
  - (イ) 徳島県への交通費や宿泊が必要な場合は経費に含めること。
  - (ウ) 経費については、滞在日数分（1日当たり11時間）を見積もること。
  - (エ) 各訪問団受入れに必要な資料等の翻訳を行うこと。  
なお、翻訳文字数は一つの訪問団当たり、日本語で3,000文字として見積もること。

## ⑤ 食事の手配

(ア) 訪問団及び通訳者について、食事を手配すること。

なお、食事内容については、本県の食の理解促進につながる内容を提案すること。

(イ) 1人当たりの食事代金は、次のとおり見積もること（飲物込み）。

・昼食 3,000円（税込）/人

・夕食 10,000円（税込）/人

(ウ) 食事場所は、県と協議の上で決定し、予約及びそれらの代金支払を行うこと。

(エ) 経費については、3泊4日の場合は昼食4回・夕食3回、2泊3日の場合は昼食3回・夕食2回、1泊2日の場合は昼食2回・夕食1回、日帰りの場合は昼食1回で見積もること。

(オ) 訪問団受入れにおいて、市町村や大学、企業関係者など「県内の多様な主体」と訪問団との「交流する機会」を設けることとする。このため、上記2(1)①(ア)～(カ)の訪問団滞在中の昼食・夕食各1回ずつを、「交流会」形式とする。この場合、食事の手配のみならず、「食事の内容・形式」、「国際交流行事として品位と格式を備えた演出」、「会場レイアウト」といった、交流会のプログラムを作成すること。また、当日の準備・運営にも関与することとし、必要経費を見積もること。

## ⑥ 視察の手配

想定している訪問団のニーズ、各国の嗜好及び観光誘客、輸出、海外展開支援、外国人材確保、国際交流といった本県の地方外交政策を踏まえ、本県の魅力を伝えることができる視察先候補を1日当たり2か所ずつ提案するとともに、実際の予約及び利用料等の支払を行うこと。

## ⑦ 記念品の手配

想定している訪問団のニーズ、各国の嗜好及び本県の重要政策を踏まえ、本県の魅力を伝えることができる記念品を提案し、用意すること。なお、記念品代については、一人当たり3千円（税込）以内で見積もること。

## ⑧ 宿泊の手配

(ア) 想定している訪問団のニーズ、各国の嗜好を踏まえた県内の宿泊先を提案するとともに、実際の宿泊を手配すること。

(イ) 宿泊先については、徳島市内とする。

(ウ) 一人一部屋とし、バス・トイレ付き、禁煙の部屋を手配すること。

(エ) 送迎を行うため、安全に乗車・降車できる駐車スペース等を考慮すること。

(オ) 経費については、1泊当たり一人2万円（税込）以内で見積もること。

(カ) 宿泊の手配に当たっては、ホスピタリティと県産品プロモーションの観点から、徳島県と協議の上、上記2(1)①の訪問団ごとに、県産品（1人500円（税込）以内・食べ物を想定）を調達し、宿泊場所と調整の上、原則、チェックイン日に参加者に提供すること。

## ⑨ 資料の作成

(ア) 各訪問団の受入れに際して、行程や視察先の情報、食事のメニューに加え、本県の情報などを盛り込んだ「旅のしおり」を、各訪問団の使用言語で調達・作成し、視察等において配布すること。

(イ) 本県と相手方の国・地域の人口や面積のみならず、似通っている点や相違がある点などの比較が可能な分かりやすい資料の企画を提案するとともに、作成すること。

## ⑩ その他

上記の他、徳島県と協議の上、必要な手配及び代金の支払いを行うこと。

## (2) 訪問団の派遣

① 想定している訪問団の国・地域、時期、滞在日数、人数

(ア) ドイツ・ニーダーザクセン州：令和8年 4月下旬、 3泊4日、 2人

(イ) 韓国・済州特別自治道：令和8年 5月の平日、3泊4日、20人

(ウ) 韓国・済州特別自治道：令和8年 7月の平日、3泊4日、 3人

(エ) 中国・湖南省：令和8年 8月の平日、3泊4日、 5人

(オ) 中国・湖南省	: 令和8年 9月の平日、3泊4日、10人
(カ) タイ・プーケット県	: 令和8年10月の平日、3泊4日、3人
(キ) タイ・プーケット県	: 令和8年11月の平日、3泊4日、3人
(ク) インド・ニューデリー	: 令和8年12月の平日、3泊4日、3人
(ケ) ベトナム・ハノイ	: 令和9年 1月の平日、3泊4日、3人

## ② 航空券の手配

- (ア) 徳島県—派遣地域間の往復航空券（エコノミー）を人数分手配すること。
- (イ) 上記2（2）①（イ）韓国・済州特別自治道及び同（オ）中国・湖南省のみ、往復航空券（エコノミー）代の支払を本業務で行うこと。
- (ウ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。
- (エ) フライト遅延、欠航等の不測の場合に当たっても、訪問団が予定どおり派遣地域での用務に参加し、無事に帰国できるよう、可能な限り対処すること。
- (オ) 上記2（2）①の人数以外に、派遣地域とのつながりがある県内関係者、団体も8名程度同行する場合がある。この場合、訪問団派遣の円滑かつ効率的な推進のため、当該関係者の「徳島県—派遣地域間の往復航空券」の手配の業務が生じる可能性がある（なお、当該同行者の往復航空券代の支払いを本委託業務で行うことは想定していない）。

## ③ 移動手段の手配

- 訪問団（上記②（オ）の関係者、団体（8名程度）も含む）が派遣地域で乗車する車両1台を手配すること。
- (ア) 使用する車両は、訪問団の移動に適した規格のものとする。
- (イ) 発着場所については、訪問団が宿泊する現地ホテルを想定すること。
- (ウ) 添乗員の手配は、原則不要である。
- (エ) 事故等の不測の事態に遭遇しても、訪問団の安全確保を最優先に対応すること。
- (オ) 経費については、滞在日数分（1日当たり11時間）を見積もること。

## ④ 通訳・翻訳の手配

- (ア) 各訪問団の派遣に際して、各派遣地域の公用語で、専門用語にも問題なく対応できるハイレベル（国際会議での逐次通訳に対応できるレベルを想定）の通訳1名を手配すること。
- (イ) 派遣地域への交通費や宿泊が必要な場合は経費に含めること。
- (ウ) 経費については、滞在日数分（1日当たり11時間）を見積もること。
- (エ) 各訪問団派遣に必要な資料等の翻訳を行うこと。  
なお、翻訳文字数は一つの訪問団当たり、日本語で3,000文字として見積もること。

## ⑤ 海外旅行傷害保険の手配

- (ア) 渡航及び滞在中の事故に備えて、徳島県と協議の上、派遣者に対する海外旅行傷害保険の手配を行うこと。
- (イ) 契約タイプは、治療救済費用が無制限で、最も安価なものとする。
- (ウ) 保険者の中に、旅行出発日時点での年齢が14歳以下である者及び70歳以上である者はいないという条件で見積もること。

## ⑥ 通信手段の手配

派遣地域において利用可能なWi-Fiを2台手配すること。

## ⑦ 記念品の手配

訪問先のニーズ、嗜好及び本県の重要政策を踏まえ、本県の魅力を伝えることができる記念品を提案し、用意すること。なお、記念品は各派遣につき10名分用意することとし、一人当たり3千円（税込）以内で見積もること。

## ⑧ 説明資料の作成

上記2（2）①及び②（オ）の派遣者に配付する渡航スケジュール、派遣地域の基本情報、滞在中の注意事項等に関する資料を調達・作成すること。また、徳島県と協議の上、本県の情報を派遣地域に紹介する資料を、各派遣地域の公用語で調達・作成すること。

⑨ その他

上記の他、徳島県と協議の上、必要な手配及び代金の支払いを行うこと。

3 その他

- (1) やむを得ず、日程等の全部又は一部が変更となる場合等があるため、業務実施に当たっては、徳島県と受託事業者が十分協議しながら進めることとする。
- (2) 本事業を行う上で取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例を守り、適正に取り扱うこと。
- (3) 自然災害や疫病の流行等、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに徳島県と協議すること。
- (5) この仕様書は令和8年度当初予算の成立を前提に作成しているため、今後、内容に変更が生じる場合があります。

4 担当・問合せ先

徳島県知事戦略局 外事担当  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
電話番号 088-621-2102  
ファクシミリ 088-621-2820  
電子メール [chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp](mailto:chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp)